

酒田市生成AI活用ガイドライン

初版	令和5年6月	
2版	令和6年6月	対象サービスの名称変更（BardからGemini）
		画像生成AIサービスの利用について追加
		インシデント発生時の報告を酒田市情報セキュリティポリシーに準拠
3版	令和7年2月	対象サービスに公務員AIマサルくん追加
4版	令和7年6月	ChatGPTアカウントを各課代表メールアドレス管理に変更
5版	令和8年4月	名称を「酒田市対話型AI活用ガイドライン」から「酒田市生成AI活用ガイドライン」に変更
		対象サービスに自治体AI_zevo、QommonsAI、さかポスを追加
		対象サービスからChatGPT、Geminiを削除
		対象サービスの名称変更（公務員AIマサルくんから自治体用AIヤマトくん）
		利用手続きを削除
		酒田市情報セキュリティポリシーの全部改定に伴い、留意点（データ入力）を改正
		所管課をデジタル戦略課に変更

ChatGPT等の対話型AIは、業務の効率化や市民サービスの向上等に役立つ可能性が認められる一方、入力データの内容や生成物の**利用の仕方によっては、法律に違反したり、他者の権利を侵害したりする恐れ**があります。そのため、このガイドラインを十分に理解したうえで、適正に利用してください。

基本的姿勢

対話型AIによる生成物は、業務担当者が素案を作成する際の**参考資料の一つ**としての活用にとどめるものとする。生成物を活用した内容を外部に発信等する場合は、担当者が**根拠や正確性等を確認**したうえで案を作成し、酒田市**事務決裁規程に従う**こととする。

利用端末

- ・各課等に貸与しているタブレット端末、SC系PC、LGWAN系PC
- ・個人所有のスマートフォン等で利用した場合、その通信料等は利用者負担とする。

留意点 (生成物活用)

- ・**差別用語や倫理に反する表現**が含まれていないか確認すること
- ・**著作権**を侵害していないか確認すること
- ・**画像生成AI**による生成物は、庁内利用にかぎること

対象サービス (LG-WAN)

- ・自治体AI_zevo・・・<https://zevo.lgsta.asp.lgwan.jp/>
※LG-WANから利用できるため、業務用端末から仮想ブラウザを使わずに利用可能。
※定量課金のため、大量のデータを扱う場合はQommonsAIを利用すること。
※高度なLLMの利用を希望する場合は、デジタル戦略課に相談すること。

対象サービス (インターネット)

- ・自治体用AIヤマトくん・・・<https://digital-supporter.net/ai/>
- ・QommonsAI・・・<https://qommons.ai/>
※インターネットでの利用のため、SC系端末・仮想ブラウザ・タブレットから利用可能。

対象サービス (インターネット)

- ・さかポス・・・（近日公開予定）
※インターネットでの利用のため、SC系端末・仮想ブラウザ・タブレットから利用可能。
※アンケート分析についてはさかポスを利用し、結果を庁内で共有・蓄積すること。

留意点 (データ入力)

自治体AI_zevo

- ・自治体機密性 1 及び 2 の情報の入力を認める。
- ・所属長の許可を得た場合、自治体機密性 3 C の情報の入力を認める。
- ・RAGや公開型テンプレートなど、他の生成AI利用者と共有可能なものについては、自治体機密性 2 以上の情報の入力は認めない。

その他生成AI

- ・自治体機密性 1 の情報の入力を認める。

機密性による情報資産の分類 (酒田市情報セキュリティポリシーより抜粋・追記)

分類	分類基準	情報資産の例
自治体機密性 3A	行政事務で取り扱う情報資産のうち、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に定める秘密文書に相当する文書	「行政文書の管理に関するガイドライン」における「極秘文書」「秘文書」に相当する文書
自治体機密性 3B	行政事務で取り扱う情報資産のうち、漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報資産	要配慮個人情報 データベースや台帳形式になった住民情報を含む個人情報ファイル及びこれに準ずる情報(住基システム、税務システム、生活保護システム等に保存される個人情報)
自治体機密性 3C	行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性 3B以上に相当する機密性は要しないが、基本的に公表することを前提としていないもので、業務の規模や性質上、取扱いに留意すべき情報資産	職員としての属性に基づく個人情報 機密性 3B以外の個人情報 施設設計情報や入札予定価格など、非公開情報
自治体機密性 2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性 3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	
自治体機密性 1	自治体機密性 2 又は自治体機密性 3 の情報資産以外の情報資産	

留意点 (事後)

・問題が発生したと思われる場合は、酒田市情報セキュリティポリシー5.3情報セキュリティインシデントの報告に従い報告するものとする。

業務範囲 (活用事例)

- ① 文章生成 … あいさつ文や一般文書、メールなどの作成
- ② 文章校正 … 誤字脱字や文章の流れなどの確認
- ③ 文章要約 … 会議記録の要約
- ④ アイデア生成 … 事業提案やアドバイス、自分とのブレインストーミングの相手
- ⑤ 情報検索 … 知りたい情報の検索や調査
- ⑥ コード生成 … Excel関数やVBA、Javaなどのプログラムコード生成
- ⑦ 翻訳 … 外国語や日本語への翻訳
- ⑧ その他所属長が許可した業務

その他

・アンケート等があったときは、効果的な活用について積極的に報告するよう努めてください。
・職員でシェアしましょう